

蕨市中高層建築物の建築に係る事前公開及び紛争の調整に関する条例の一部を
改正する条例

蕨市中高層建築物の建築に係る事前公開及び紛争の調整に関する条例（平成 1 7 年
蕨市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 2 項第 3 号中「第 1 8 条第 2 項」の次に「又は第 4 項」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 1 1 月 2 7 日提出

蕨 市 長 頼 高 英 雄